

防衛医科大学校達第7号

防衛医科大学校の評議会の組織及び運営に関する訓令（昭和49年防衛庁訓令第16号）
第5条の規定に基づき、評議会の運営に関する達を次のとおり定める。

昭和49年4月30日

防衛医科大学校長 松 林 久 吉

評議会の運営に関する達

改正 昭和52年 4月18日達第10号
平成23年12月27日達第 5号

（会議）

第1条 防衛医科大学校長（以下「学校長」という。）は、必要に応じ評議会の会議を招集する。

（定員等）

第2条 評議会は、原則として評議員の3分の2以上の出席があるとき、会議を開くものとする。

（評議員以外の者の発言）

第3条 議長は、必要があると認めるときは、評議員以外の者を評議会の会議に出席させ、議長の指定する事項について説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

（評議会の庶務）

第4条 評議会の庶務は、事務局総務部総務課において処理するものとする。

附 則

この達は、昭和49年4月30日から施行する。

附 則

この達は、昭和52年4月18日から施行する。

附 則

この達は、平成23年12月27日から施行する。